

令和5年11月30日

公益社団法人福井県労働基準協会 福井支部長 殿

年末及び冬季における労働災害防止に係る要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

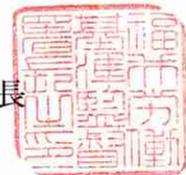
さて、福井県内における労働災害による死亡者数は関係各位の御尽力により着実に減少してきましたが、本年1月から9月までの間に昨年1年間の死亡者数と同数の10人の尊い命が失われており、このため、福井労働局では、死亡労働災害多発に伴う緊急対策を10月11日に各労働災害防止関係団体に対して要請しております。

また、仕事に追われる年末は、例年、労働災害が増加する時期であるとともに、12月から2月までの降雪期には、積雪や凍結を原因とする転倒災害が多発する時期であります。

貴団体におかれましては、これまでも、労働災害防止に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、年末及び冬季における労働災害防止について、別添1及び2を参考にして、今一度、会員事業場に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添3の業務改善助成金なども御活用いただき、会員事業場における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署長



年末及び冬季に向けた労働災害防止の取組みについて(お願い)

仕事に追われる年末及び積雪や凍結を原因とする転倒災害が多発する冬季に特に、事業者の方に、注意いただきたい取組みについて、以下にお示いたしましたので、今一度ご確認いただき、安全な作業を特に心がけていただくようお願いいたします。

- 1 仕事に追われる年末は、慌ただしい中であっても慎重な仕事を心がけ、周りの人にも一声かけて、職場ぐるみで安全な作業に取り組んでいただくようお願いいたします。
- 2 全ての事業場において、経営トップの方が自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制やその活動状況、墜落・転落災害対策、機械設備等の安全対策、安全衛生教育について確認をお願いいたします。
- 3 死亡労働災害の20%以上が交通事故によるものであり、自動車の運転は業種に関わらずにあるものですので、運転業務に就かれている方々の睡眠時間を十分に確保していただき、安全運転を心がけていただくようお願いいたします。
- 4 年末には改修作業や大規模点検など非定常作業が多く行われ、これら非定常作業では多くの重篤な災害が発生していますので、作業前に安全な作業手順・作業方法となっているか確認をお願いいたします。
- 5 冬期は積雪や凍結による労働災害に注意が必要です。除雪作業における事故はもちろんですが、積雪や凍結によって歩行中に転倒したり、自動車事故に遭うといったことは、あらゆる業種で起こりえますので、この点についても注意をお願いいたします。
特に、翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起を行うようお願いいたします。

冬季無災害運動推進

運動期間

令和5年12月1日～令和6年2月29日

こんな所が危険です！

屋外通路

出入口 (段差・スロープ等)

駐車場 (車周辺+歩行中)

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、**照明設備の確認**や**凍結防止剤・マット等**の準備をしましょう。

凍結も圧雪もシャーベットも 転倒リスクが潜んでいます

転倒災害防止のポイント

- ①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ②事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。



設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和5年度「業務改善助成金」

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- 福井県の場合は**
令和5年9月30日まで **938円以下**
令和5年10月1日から **981円以下**
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

事業場規模50人未満であれば、賃金引き上げ後の申請も可能になりました。

ただし、令和5年10月1日発効の地域別最低賃金の改定額に対応して引き上げている場合は、9月30日までに引き上げが完了している必要があります。

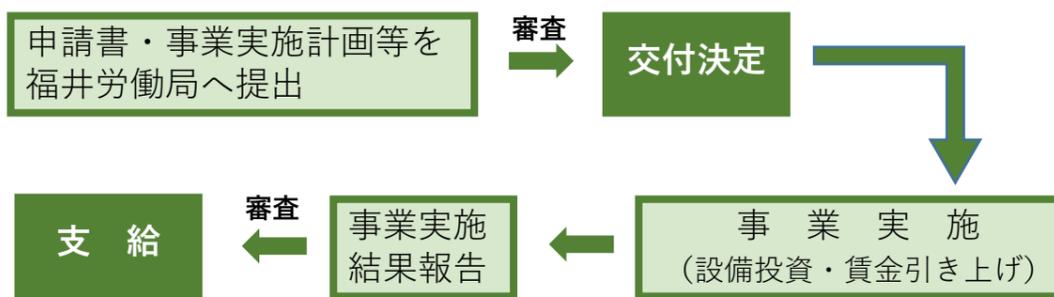
概要

令和5年8月31日に拡充されました！

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、
900円未満 → 9/10
900円以上950円未満 → 4/5 (9/10)
950円以上 → 3/4 (4/5)



申請様式等、詳しくはコチラ



※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者、生産量要件または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。

※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

福井県内での

『活用事例』



- POSレジシステムの導入による在庫管理の短縮(サービス業)
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮(医療福祉業)
- 勤怠管理システムの導入による業務の効率化(サービス業)
- 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上(小売業)
- 食器洗浄機の導入による洗浄作業の効率化(飲食業)
- 除雪機の導入による除雪作業時間の短縮(サービス業)

<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
TEL 0120-366-440

<申請先>
福井労働局雇用環境・均等室
福井市春山1-1-54
TEL 0776-22-0221

<賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口>
ふくい働き方改革推進支援センター
福井市西木田2-8-1
TEL 0120-14-4864